

品川区高齢者相談員設置要綱

制定 昭和 53 年 12 月 19 日
改正 昭和 63 年 3 月 28 日要綱第 8 号
改正 平成 3 年 3 月 26 日要綱第 19 号
改正 平成 4 年 7 月 1 日要綱第 76 号
改正 平成 7 年 4 月 28 日要綱第 28 号
改正 平成 7 年 11 月 27 日要綱第 75 号
改正 平成 15 年 10 月 16 日要綱第 88 号
改正 平成 20 年 5 月 29 日要綱第 229 号
改正 平成 27 年 3 月 17 日要綱第 114 号
改正 平成 29 年 1 月 10 日要綱第 1 号

(目 的)

第 1 条 品川区高齢者相談員（以下「相談員」という。）は、社会奉仕の精神に基づき高齢者世帯等の家庭を訪問し、話相手となり、相談、助言を行うとともに、福祉事務所および地域社会とのパイプ役として、これら高齢者の精神面でのサービスの充実に資することを目的とする。

(委 嘱)

第 2 条 区長は、民生委員・児童委員および民生・児童委員協力員に対して相談員を委嘱する。

(任 期)

第 3 条 民生委員・児童委員である相談員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 民生・児童委員協力員である相談員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

3 ただし、補欠の相談員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(定数および担当地区)

第 4 条 相談員の定数は、品川区の民生委員・児童委員および民生・児童委員協力員の定数と同数とし、その担当区域は、民生委員・児童委員および民生・児童委員協力員の担当区域と同様とする。

(対象世帯)

第 5 条 相談員の活動の対象となる高齢者世帯等（以下「対象世帯」という。）とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、地域社会との交流に乏しいものをいう。

- (1) 75 歳以上のひとり暮らし高齢者で、居住地の周囲 500 メートル以内に 2 親等以内の親族がいないもの
- (2) 75 歳以上の者と 70 歳以上の者のみで構成されている世帯で、居住地の周囲 500 メートル以内に 2 親等以内の親族がいないもの
- (3) 前 2 号のほか、65 歳以上のひとり暮らし高齢者または 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、特に必要と認められるもの

(活 動)

第 6 条 相談員は、関係機関と緊密な連絡のもとに次の活動を行う。

- (1) 対象世帯の家庭について調査し、その実態を把握しておくこと。
- (2) 対象世帯に対し、話し合い、相談または助言を行うこと。
- (3) 高齢者福祉増進のため、関係機関の業務に協力すること。
- (4) その他前 3 号に付随する活動を行うこと。

(義務)

第7条 相談員は、次の事項を守るものとする。

- (1) 厳正中立な態度をもって臨み、相手方の人格を尊重するとともに、活動によって知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (2) その活動を行うにあたって、身分を証明する証票を携行すること。

(活動費)

第8条 区長は、相談員に対し、その活動に要する経費として、月額7,000円を支給する。

(解職)

第9条 区長は、第5条の規定にかかわらず、相談員が自己の都合により辞退を申し出たときのほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、相談員を解嘱することができる。

- (1) 心身の疾病のため、活動の遂行に支障があり、またはこれに堪えられなくなったとき。
- (2) 活動を怠り、または活動上の義務に反したとき。
- (3) 前2号のほか、活動に必要な適格性を欠くとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、相談員の運営に関し必要な事項は別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和53年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。